



21消安第9105号
平成21年11月9日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

英国ウィルトシャー州から日本向けに輸出される家きんの輸入停止措置の解除について

英国ウィルトシャー州から日本向けに輸出される家きんの輸入停止措置については、平成21年7月27日付け21消安第4375号消費・安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、英国家畜衛生当局から提供された情報により、同州における弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確な対応をお願いします。

記

1. 輸入一時停止措置を解除する対象品目

家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びに平成21年11月9日以降に孵化したそれらの初生ひなに限る。）

2. 羽毛については、輸入検査時の消毒措置から除外する。

3. なお、家きん肉等については、現在、輸入条件の交渉を行っており、今次、英国側からの解禁要請もないことから、引き続き輸入停止措置を講じることとする。